

**破産申立てを受任した弁護士に財産散逸防止義務違反が認められなかった事例**

【文献種別】 判決／青森地方裁判所  
【裁判年月日】 平成27年1月23日  
【事件番号】 平成25年(ワ)第58号  
【事件名】 損害賠償請求事件  
【裁判結果】 請求棄却(確定)  
【参照法令】 民法709条  
【掲載誌】 判時2291号92頁

LEX/DB 文献番号 25542978

**事実の概要**

1 Aは、平成23年3月25日頃、株式会社B(以下「B」という。)の代表取締役として、Yを含む弁護士(以下「Yら」という。)に対し、Bの再生手続開始の申立てを委任し、Yらは、同月30日、青森地方裁判所に対し、同申立てをした。青森地方裁判所は、同年4月14日、Bにつき再生手続開始決定をした(以下、本件再生事件に係る再生手続を「本件再生手続」という。)

また、Aは、Bを主債務者とする保証債務(以下、同保証債務に係る債権を総称して「本件保証債務履行請求権」という。)を負っていたところ、Bの再生手続開始申立てに伴い、上記保証債務を履行する必要性が現実化したことから、いずれ破産手続開始申立てをすることを想定して、同年3月30日付けで、Yらに対し、破産手続開始申立てを委任した。

2 Bは、上記再生手続開始申立て後、B労働組合との間で団体交渉を行うことになり、その中で、B労働組合より、「福祉会」(Bに勤務する従業員等の福利厚生の上上に資することを目的とする団体)の会員に対する積立金の全額返還(BまたはBの経営者による不足分の補填)等を要求された。Bの従業員等は、福祉会の会員になるか否かを任意に決定することができ、福祉会は、毎月、会員の申込みにより、Dが会員に対して支払う報酬または賃金から一定額を天引きする方法によって、

積立金を徴収していた。福祉会の会員は、いつでもその返還を請求することができるものとされていたが、福祉会は、積立金の運用をしていたところ、運用による損失が生じていた。

Bは、B労働組合に対し、B従業員についての人員削減案を提案していたが、B労働組合は、これに応じるための条件の一つとして、福祉会の会員に対する積立金の全額返還を改めて要求した。

A及びBの当時の代表取締役であったC(以下「C」という。)は、同年4月22日に行われた労使交渉後、労使交渉を早期に妥結するため、福祉会に対し、A及びCの私財からそれぞれ1,750万円を無償で譲渡する旨を決断し、B労働組合に対し、その旨を伝えた。

Cは、同月25日、Yに対し、A及びCによる上記無償譲渡の意向を伝えたが、Yは、これらを防止するための措置を講じなかった。同月27日、労使交渉が妥結した。

Aは、同年5月11日、福祉会に対し、Aの私財から1,750万円を無償で譲渡した(以下「本件無償譲渡」という。)

3 Yらは、平成24年7月9日、青森地方裁判所に対し、Aの代理人として、Aの破産手続開始申立てをし、青森地方裁判所は、同年8月7日、Aにつき破産手続開始決定をし、Xを破産管財人に選任した。

Xは、Aから本件破産手続開始申立てを受任していたYは、Aの財産が破産管財人に引き継がれ

るまでの間その散逸を防止するための措置を講ずるべき法的義務を負っていたのにこれを怠り、Aが本件無償譲渡の意向を有することを認識していたにもかかわらず、本件無償譲渡をやめさせるための措置（以下「本件防止措置」という。）を講じず破産財団を減少させたなどと主張して、Yに対し、不法行為に基づく損害賠償として1,750万円等の支払を求めて本件訴訟を提起した。

## 判決の要旨

請求棄却。

「いわゆる自己破産の申立てを受任した弁護士は、債権者その他の利害関係人の利害及び債務者と債権者との間の権利関係を適切に調整し、もって債務者の財産等の適正かつ公平な清算を図ること等を目的とする破産制度の趣旨に照らし、債務者の財産が破産管財人に引き継がれるまでの間、その散逸を防止するための措置を講ずる法的義務（財産散逸防止義務）を負い、この義務に違反して破産財団を構成すべき財産を減少・消失させた場合には、不法行為を構成するものとして、破産管財人に対し、損害賠償責任を負うことがあるものと解される。

もっとも、破産財団が最終的には破産者の債権者に対する配当原資となるべきものであることに照らせば、自己破産の申立てを受任した弁護士の財産散逸防止義務は、究極的には債権者のための注意義務であるものといえるのであって、当該弁護士の行為が財産散逸防止義務に違反するものであるか否かの判断に当たっては、当該行為が上記債権者に不利益を及ぼすものであるか否かを個別具体的な事案に即して検討する必要があるものといえるべきである。」

「Bに係る本件再生手続の進行状況、BにおけるAの地位及び役割、Aを債務者とする本件破産債権がいずれもBに対する債権を主たる債権とする本件保証債務履行請求権であることなどからすれば、Bに係る本件再生事件とAに係る本件破産手続とは、相互に密接不可分な関係を有するものであり、Bに係る本件再生手続の帰すうが地域経済に与える影響の大きさなども勘案すると、Aに係る本件破産手続は、その社会的な実態からすれ

ば、いわばBに係る本件再生手続（Bの倒産処理に係る手続）を中核とする一連の倒産事件の一部と評し得るものである。

このような事案の社会的な実態、殊に本件破産債権がいずれもBに対する債権を主たる債権とする本件保証債務履行請求権であることからすれば、本件破産債権者の利益は、上記のような一連の倒産事件を通じて得るべき利益、すなわち本件総利益を通じて実現されるものといえることができる。そして、本件において、Yが本件防止措置を講じなかったことによりAに係る本件破産手続において直接不利益を受ける財団債権者や優先的破産債権者がいたような事情は何ら主張、立証されていないことも考慮すれば、Aから本件破産手続開始申立てを受任した弁護士であるYにおいて本件防止措置を講じなかったことがその財産散逸防止義務に違反するか否かは、Yの当該行為（不作為）が本件破産債権者に不利益を及ぼすか否か、すなわち、当該行為によって本件総利益にどのような影響が及ぶことになるかという観点から判断すべきものといえるべきである。

また、本件再生手続とBの代表者であるAに係る本件破産手続のような企業再生を中核とする一連の倒産事件について、日々生ずる種々の事態に臨機応変に対応し、時として対立する多くの関係者の利害関係に十分な目配りをしながら適切な倒産処理を可能にするという観点からは、当該企業の再生事件の申立代理人とその経営者の破産に係る申立代理人とを同一の弁護士が兼ねることが有益であるといえるべきであり……、そのような弁護士の活動は、当該弁護士の専門家としての合理的な裁量に委ねられているものと解するのが相当である。」

「認定事実において述べたような本件の具体的な事実経過等に照らせば、Yにおいて本件防止措置を講じなかったことによって本件総利益にどのような影響が及ぶことになるかは、本件防止措置を講じることが本件労使交渉が妥結するか否かやその妥結の時期に与える影響、そのことが本件再生手続の帰すうに与える影響、本件再生手続によるBの再生が実現した場合とこれが頓挫して破産手続に移行した場合のそれぞれにおける本件破産債権者への配当見込額及び配当時期等といった、

将来の予測にわたる不確実な事柄について、本件労使交渉の従前の経緯や、本件再生手続の進行予定、その当時におけるBの保有資産及び経営状況等の諸般の事情を総合的に考慮した上、弁護士としての専門的知見を用いて判断することを要するものである。そして、……Yは、上記のような諸点を考慮した上、本件防止措置を講じて本件無償譲渡をやめさせれば、本件労使交渉の妥結が遅延し、これにより本件再生手続が頓挫して破産手続に移行してしまう公算が高く、その結果、本件総利益が大幅に減少することとなるとの判断のもと、本件防止措置を講ずることを断念したものであるところ、Yのそのような判断が上記のような専門家としての合理的な裁量に照らして不合理なものといえないのであれば、Yが本件防止措置を講じなかったことをもって財産散逸防止義務に違反するものということとはできないものというべきである。」

（本件における各種事情を総合考慮のうえ）「以上によれば、……Yの判断が、専門家としての合理的な裁量に照らして不合理なものということとはできず、Yにおいて本件防止措置を講じなかったことをもって、財産散逸防止義務に違反するものということとはできない。」

## 判例の解説

### 一 はじめに

破産手続は、債務者と債権者との間の権利関係を適切に調整し、もって債務者の財産等の適正かつ公平な清算を図ることを目的とする（破産法1条）。破産手続開始申立てを行う代理人については、将来の破産手続において総債権者に対する公平かつ公正な配当の実現ができるよう行動すべきことが求められ、破産財団に帰属すべき財産を保全して、破産管財人に引き継ぐことが要請される<sup>1)</sup>。近時、破産手続開始申立てにおける債務者の代理人（以下「破産者代理人」という。）について、法的義務としての「財産散逸防止義務」を負い、その行為が同義務に違反するものであった場合に、破産管財人に対する不法行為責任を認められた裁判例が複数存在する（下記二参照）。本判決もまた、破産者代理人の破産管財人に対する不法行為

責任が問題となった事案であるが、具体的事実関係から、その責任を否定したものである。

### 二 関連裁判例

関連裁判例としては、①東京地判平21・2・13（判時2036号43頁）、②東京地判平25・2・6（判時2177号72頁）、③東京地判平26・4・17（判時2230号48頁）、④東京地判平26・8・22（判時2242号96頁）、⑤神戸地尼崎支判平26・10・24（金判1458号46頁）、⑥東京地判平26・6・18（金判1492号16頁）、⑦東京地判平27・10・15（判タ1424号249頁）が存在する。このうち、①ないし④については、その表現は多少異なるものの、破産者代理人が、破産制度の趣旨に照らし、債務者の財産の散逸を防止する法的義務（財産散逸防止義務）を負い、これに違反したのものとして、破産管財人に対する不法行為責任を認められた裁判例である。

### 三 学説

この問題については、財産散逸防止義務の根拠、誰に対する義務か、その内容は何かといった種々の論点が存在し、近時、様々な論稿が発表されている<sup>2)</sup>。

この点、裁判例が「財産散逸防止義務」の法的根拠として掲げる「破産制度の趣旨」に対しては、一定の法的義務を導くことができ、その義務に違反した場合に不法行為に基づく損害賠償請求権を導くほどの成熟した注意義務を觀念できる法的根拠となり得るかとの批判がある<sup>3)</sup>。この点に関し、破産者と破産者代理人の契約は委任契約（民法643条）であるところ、受任者たる破産者代理人は、委任者たる破産者につき、債権者による個別の権利行使の圧力を回避し、資産と負債との公平な清算を通じて経済社会に復帰するという利益を実現させなければならず、その義務違反が債務不履行または不法行為を構成する<sup>4)</sup>、この損害賠償請求権が破産財団所属財産となり、その行使を破産管財人が行う<sup>5)</sup>との見解が示されている。もっとも、これに対しては、破産者の側が一定の行為、主導的な行為をしている場合に、委任契約上の債務不履行で説明することには限界があるとの指摘がなされている<sup>6)</sup>。

#### 四 本判決について

1 本判決は、まず、これまでの関連裁判例と同様、破産者代理人が、破産制度の趣旨に照らし、債務者の財産が破産管財人に引き継がれるまでの間、その散逸を防止するための措置を講ずる法的義務（財産散逸防止義務）を負うことを判示する。

もっとも、本判決は、破産財団が最終的には破産者の債権者に対する配当原資となるべきものであることに照らし、破産者代理人の行為が財産散逸防止義務に違反するものであるか否かの判断に当たっては、当該行為が上記債権者に不利益を及ぼすものであるか否かを個別具体的な事案に即して検討する必要がある、とする。そのうえで、本件における特殊性として、Aの債権が、Bに対する債権を主たる債権とする保証債務履行請求権であることを掲げ、両者の倒産手続は密接不可分であって、債権者が一連の倒産事件を通じて得べき利益（本件総利益）を通じて実現されるものとして、Yの当該行為（不作為）がAの破産債権者に不利益を及ぼすか否か、すなわち、当該行為によって本件総利益にどのような影響が及ぶことになるかという観点から判断すべきものとした。さらに、本判決は、弁護士の専門家としての裁量論に触れ、種々の事情から、Yの判断は合理的な裁量に照らして不合理なものということとはできないとして、財産散逸防止義務違反を否定した。

2 本判決の法的根拠・法的構成については、上記三のとおり疑問があるものの、債権者の利益を実質的に考慮してYの責任を否定した結論は、妥当なものである。本判決も触れている倒産手続における代理人の裁量論については、代理人たる弁護士は、みずからの知識や経験をもとに自由に法解釈することを展開することが許されるのであり、それが倒産法の趣旨・目的に照らして著しく不相当な場合はともかく、そうでないケースまで安易に不法行為法による解決を図ろうとすることは、専門家の萎縮を招く可能性があるとの指摘がある<sup>7)</sup>。さらに、財産散逸防止義務違反に該当するかどうかの判断に関連し、破産者代理人には、債権者の利益を考慮したうえで、一定の裁量が存在する旨の見解が示されている<sup>8)</sup>。

#### ●—注

- 1) 岡伸浩『「財産散逸防止義務」再考』伊藤真ほか編集代表『倒産法の実践（才口千晴先生喜寿祝賀）』（有斐閣、2016年）25頁、中山孝雄＝金澤秀樹編『破産管財の手引〔第2版〕』（金融財政事情研究会、2015年）14頁以下。
- 2) 加藤新太郎「破産手続開始申立代理人の財産散逸防止義務〈Legal Analysis4〉」NBL1079号（2016年）118頁、岡・前掲注1）25頁、伊藤真「破産者代理人（破産手続開始申立代理人）の地位と責任——『破産管財人に対する不法行為』とは何か。補論としてのDIP型破産手続事業再生と債権管理155号（2017年）4頁、伊藤真ほか「パネルディスカッション 法人破産における申立代理人の役割と立場」事業再生と債権管理155号（2017年）17頁。なお、再生債務者代理人に関連し、松下祐記「再生債務者代理人の地位に関する一考察」高橋宏志ほか編『民事手続の現代的使命（伊藤真先生古稀祝賀）』（有斐閣、2015年）171頁以下。
- 3) 岡・前掲注1）42頁。
- 4) 伊藤・前掲注2）8頁。
- 5) 伊藤・前掲注2）12～13頁。なお、同箇所においては、破産手続開始前の破産者代理人の行為については、いまだ選任されていない破産管財人に対する不法行為とするのは正確ではなく、破産者に対する債務不履行が、実質は破産債権者の利益を害する行為であり、そのことを破産手続開始後に破産債権者の利益を代表して管理処分権を行使する破産管財人に対する不法行為と表現したものと解される、とされる。
- 6) 伊藤ほか・前掲注2）40頁〔山本和彦発言〕。
- 7) 伊藤ほか・前掲注2）35頁〔服部敬発言〕。
- 8) 伊藤ほか・前掲注2）38頁〔川畑正文発言〕。

弁護士 横路俊一